

朝霞市埋蔵文化財確認調査等取り扱い基準

平成14年 4月 1日決定

平成29年 4月 1日改定

1 原則

確認調査は、埼玉県埋蔵文化財包蔵地調査カードに登録された遺跡の範囲(以下「包蔵地」という。)を対象として実施される土木工事等に際して、行うものとする。

ただし、次の場合には、土木工事等を行う者(以下「事業者」という。)に対して、埋蔵文化財の保護を進めるため、確認調査の実施につき、協力を依頼する。

なお、公共事業に伴う土木工事等を実施する場合は、担当課と協議の上、できる限り実施するものとする。

- (1) 包蔵地に隣接する土地で土木工事等を実施する場合
- (2) 包蔵地外の土地で公共事業に伴い土木工事等を実施する場合
- (3) 包蔵地外の土地で、開発区域の面積が500㎡以上の場合(「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」にある開発事業の定義に準じる)

2 調査方法

調査方法は、対象地の状況、周辺でのこれまでの調査成果等を踏まえて、次に掲げるもののうちから選択し、実施する。また、調査方法の決定にあたっては、現地確認を行った上で行うものとする。なお、場合によっては、方法が複数になる場合もある。

- (1) 重機を使用する場合
- (2) 人力による場合
- (3) 工事立会いによる場合
- (4) その他の調査(聞き取り等)による場合

3 協議

この基準を適用するにあたり、疑義が生じた場合は、その都度協議を行い、決定するものとする。